

## 保証人保護の方策の拡充に関する補足資料

保証人保護の方策の拡充（部会資料36第2，8〔73頁〕参照）に関する具体的な立法提案として，次の第1から第6までの規定の全部又は一部を設けるという考え方が示されているが，どのように考えるか。

### 第1 個人保証の原則的無効

- 1 個人を保証人とする保証契約は，一定の例外を除き，原則としてその効力を生じないものとする。
- 2 上記1の例外として，例えば，次の(1)から(4)までの保証契約などを定めるものとする。
  - (1) 経営者が保証人であるもの（例えば，「主たる債務者が事業者である保証契約であって，保証人が当該事業者の業務を執行する者であるもの」）
  - (2) 非事業者である個人間の貸金債務を主たる債務とするもの
  - (3) 主たる債務が一定の類型のもの（例えば，次のアからエまでのいずれか）であり，かつ，保証人が非事業者であるもの
    - ア 居住用建物の賃貸借契約に基づく賃借人の債務
    - イ 医療契約に基づく患者の債務
    - ウ 高齢者施設等の利用契約に基づく利用者の債務
    - エ 奨学金の貸与に係る契約に基づく借主の債務
  - (4) その他，法令により個人を保証人とする保証契約が許容されているもの

### 第2 保証債務の減免

保証人が個人である場合（個人保証を原則的に無効とする考え方を採る場合には，その例外として許容されるとき）において，裁判所は，主たる債務の性質，保証契約の締結に至る経緯やその後の経過，保証期間，保証人の支払能力その他一切の事情を考慮して，保証債務の額を減免することができるものとする。

### 第3 契約締結時の説明義務，情報提供義務

- 1 事業者である債権者は，個人を保証人とする保証契約を締結するときは，保証人に対し，下記2のような一定の事項を説明しなければならないものとし，債権者がこれを怠ったときは，保証人は，その保証契約を取り消すことができるものとする。
- 2 事業者である債権者が保証人に対して説明すべき事項として，例えば，次の(1)から(4)までの事項を定めるものとする。
  - (1) 保証人は主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行をする責任を負う

こと。

- (2) 連帯保証である場合には、連帯保証人は催告の抗弁、検索の抗弁及び分別の利益を有しないこと。
- (3) 主たる債務の内容（元本の額、利息・損害金の内容、条件・期限の定め等）
- (4) 主たる債務者の信用状況。ただし、債権者が保証契約を締結した当時において知っている事項で、保証人にとって重要なものに限るなど、一定の限定を設ける。

#### 第4 手書き、公正証書

- 1 保証人が個人であるときは、保証契約の書面には、保証人が次の(1)から(3)までの事項を自書しなければならないものとする。
  - (1) 自らを保証人とする保証契約を締結する旨
  - (2) 連帯保証の特約があるときはその旨
  - (3) 主たる債務の内容（上記第3，2(3)参照）
- 2 保証人が個人である場合には、保証契約は、（上記1の自書した書面によるものを除き、）公正証書によらなければならないものとする。

#### 第5 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務

主たる債務の履行状況に関する保証人への情報提供について、次のような規定を設けるものとする。

- 1 債権者は、保証人の請求があるときは、保証人に対し、遅滞なく主たる債務の履行の状況を通知しなければならない。
- 2 債権者は、主たる債務の履行が遅滞したときは、保証人に対し、直ちにその事実を通知しなければならない。
- 3 債権者は、上記2の義務を怠ったときは、保証人に対し、その義務を怠っている間に発生した遅延損害金に係る保証債務の履行を請求することができない。

#### 第6 比例原則（過大な保証の禁止）

保証人が個人である場合において、保証契約を締結した当時における保証債務の内容がその当時における保証人の財産・収入に照らして過大であったときは、債権者は、保証債務の履行を請求する時点におけるその内容がその時点における保証人の財産・収入に照らして過大でないときを除き、保証人に対し、保証債務の履行を請求することができないものとする。

なお、この場合には、保証債務の履行を一切請求することができないとする考え方（甲案）と、過大な部分の請求をすることができないとする考え方（乙案）があり得る。